

初めに

令和 8 年 3 月は、卒業式や卒園式のシーズン。
私も地元小中学校の卒業式に来賓で呼ばれたほか、地元ではありませんが「**こざかいこども園での日本一華やかな卒園式**」の企画に携わらせて頂きました。

こざかいこども園は、旧小坂井北保育園で公立の保育所でしたが、国の補助金政策などの影響から、**民間（社会福祉法人清源会）へ昨年 4 月に移管**されました。

公立から民間になることに不安を抱く方もいらっしゃる中で、こざかいこども園は「**民間になって良かった**」と思われるよう日々の運営に努力されていると聞いておりました。



（前日の設営準備中の写真）

一方、**豊川市の切りバラは生産量日本一**であり、「バラのまち」として全国に PR できる大きな武器ですが、**生産農家数の減少**など課題があります。それは、園芸バラも同様です。

今回、園芸バラ農家である清花園様から、**地元貢献をしながら「バラのまち豊川」の PR にも繋がる事業をしたい**とご相談があり、企画を手伝わせて頂きました。

本企画で、園児や保護者の皆さまなどに華やかな卒園式を体験して喜んで貰いながら、少しでも**花に興味を持って頂くキッカケ**になればと思っています。
それが将来の花需要の創出や農家さんへの応援に繋がると期待しています。

今後もバラに限らず創意工夫をこらし、まちを元気にしていきたい。

豊川市議会議員(豊川市民オンブズマン代表) **倉橋英樹**



◎ 高校 3 年生への主権者教育 ◎

昨年に引き続き令和 8 年 2 月 2 日、母校である豊川高校で 3 年生の主権者教育として、約 1 時間の講演をさせて頂きました。

講演当日は衆議院選挙期間中でしたので、**前回以上に中立性を意識しながら…政治とは何か（人生全てに関わり、皆で解決した方が良いこと）、市議会で議論されていることを紹介しつつ、市民が政治に興味を持つことが、政治家を律することに繋がることを説明し、そして有権者の意識の変化が政治家を変えた事例**なども話させて頂きました。

政治家は有権者に選ばれる以上、**有権者の意識が政治のレベルに直結**していきます。

自分達で政治を変えられる、と前向きな市民を増やしていけるよう努力したい。

オンブズ議員の活動報告

No. 57

★主権者の皆様へ★

◆ 市長や議員報酬の給与が 2.8%アップ？ ◆

豊川市特別職報酬等審議会は、市長や市議などの月額報酬を約 2.8%引き上げる答申を出し、3 月議会で倉橋は反対したものの報酬増が可決されてしまいました。

報酬等審議会の答申内容（改正前後の月額報酬）

役職	改正前の月額報酬	改正後の月額報酬	引上げ額
市長	107 万 2000 円	110 万 2000 円	3 万 0000 円
副市長	87 万 6000 円	90 万 0000 円	2 万 4000 円
教育長	77 万 0000 円	79 万 1000 円	2 万 1000 円
市議会議長	56 万 3000 円	57 万 8000 円	1 万 5000 円
副議長	51 万 3000 円	52 万 7000 円	1 万 4000 円
議員	48 万 0000 円	49 万 3000 円	1 万 3000 円

報酬等審議会の答申は本来尊重すべきものですが、その議事録を見ると以下の点で看過できない問題がありました。

1. 国からの通知「特別職の報酬は、職務の特殊性に応じて定められるべきで、**生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職職員の給与とは性格を異にする**」ことを無視して、**民間賃金や職員の給与上昇を報酬増の理由**にしていたこと。
2. 「**報酬増が議員のなり手不足解消に繋がる**」と、**事実と違う理由**も根拠にしたこと。
3. **少子高齢化や物価高など将来の財政懸念がある**にも関わらず、「**それなのに報酬を上げるのか**」と言われることを懸念し、**答申文章から「財政上の懸念」を削除**したこと。

加えて、豊川市は安城市（豊川よりも人口が多く財政も良い）と比較すると、豊川市議会議員の定数が 2 名多い為、**議員全員分の報酬総額**でみると豊川市議会の方が約 600 万円多く、報酬を上げる必要がないことも見えてきました。

	人口	議員定数	議員報酬	全議員の報酬総額
豊川市	183,322 人	30	48 万円	2 億 4786 万円
安城市	187,307 人	28	50 万円	2 億 4169 万円

報酬を上げるのは、議員定数を減らしてからにすべきだ。

ご意見やご質問、情報提供などお待ちしております。

制作及び 文章責任	くらはし ひでき 倉橋 英樹	連絡先（携帯） 090-6577-6895 fpkura@yahoo.co.jp	
住所 H P	愛知県豊川市御津町広石広国 49-1 https://fpkura.wixsite.com/website		

報告紙の一部を福祉作業所様に配布委託しています。地域によって配布時期が異なる等ありますが、ご理解願います。私の高い議員報酬を有効に使わせて頂いております。

令和 8 年 3 月定例会／一般質問

◇ 公務員の兼業規制緩和について ◇

国は令和 7 年 6 月に「公務員の兼業規制の緩和（柔軟化）」に関する通知を地方自治体へ出しており、近隣市でも兼業緩和の動きがある為、本市の状況を含めて質問しました。

（質問・答弁要旨抜粋）

Q（倉橋の質問）	A（市当局の答え）
国の「地方公務員の兼業に関する技術的助言の通知」の内容は？	国は地方自治体に対し、職員が兼業できる環境整備を求め、その兼業許可に関する留意事項や基準設定のポイント、他市の事例などが示された。
近隣他市の兼業解禁の状況は？	豊橋市は、令和 7 年 9 月から市産業部と農業委員会事務局の職員を対象として、農作業に従事することに限定して認める制度を試行実施。現在、申請は 2 件とのことです。 新城市は、令和 6 年 10 月に地域貢献活動制度実施要領を作成し、現在まで申請が 8 件。内容は、農業や農産物の販売、古民家での宿泊事業など。
国の通知以降、本市職員から副業や兼業の相談は何件程あったか。また内容は？	令和 7 年 6 月以降、2 件相談があった。 内容は、法人を立ち上げて商品開発や販売などを行うものと、福祉分野での移送支援事業を行うものです。
職員の相談に対する現在の市の動き、具体化に向けた調整などはどう行っているのか。	市として許可基準を設けていない為、現在は情報収集などを行い、事業内容の調整や精査を行っている状況です。
西尾市など他市では許可基準を令和 4 年に設定し、内容も A4 用紙 2 ページで難しいものではない。本市で具体化に向けた調整が出来ない理由は。	許可基準の設定運用には、兼業時間数の上限など公務能率、職員の品位保持、職員個人のスキルや地域の実情を踏まえ、創意工夫をこらした基準の設定を行うことが必要です。 その為、様々な状況が想定されることから、調査・検討に時間を要している。
様々な状況が想定される、というのが既に 2 件の相談が来ている状況だ。もう許可基準の制定に動いて良いのでは？	他市を参考にしながら、本市で取組むべき地域課題や、兼業による職員の能力向上、行政サービス向上に生かすことが出来るものはどのようなものがあるのか検討したうえで、許可基準の設定や運用を行っていきたい。

国の調査では国家公務員の兼業希望は 32.9%と高く、20 代と 30 代では 40%も希望があったと報告されています。
また、少子高齢化や人口減少で日本社会の人材不足は健在化しており、兼業が地域や社会の課題解決にも寄与することから、各地で公務員の兼業緩和が進められています。
当然、公務に支障があってはいけませんし、随時許可の見直しも必要ですが…
地域の課題を自ら見つけ、解決にチャレンジする職員を応援したい。

☆

税金の使い方を考えよう

☆

◇ 加配保育について ◇

2011 年に私が初当選したとき、最初の一般質問のテーマが発達の気になる子が通える指定保育園の増設でした（当時は市内 48 園中 10 園のみが指定園）。
そこで現在の状況と加配認定の透明化、最後に全保育所での加配保育実施を求め、質問しました。

（質問・答弁要旨抜粋）

Q（倉橋の質問）	A（市当局の答え）
現在の加配保育指定園の設置状況は？	市内 48 園のうち 27 園が指定園です。 小学校区 26 校区中、25 校区で設置。
指定園ごとの特別な支援を要する子ども（加配対象児）の割合は？	令和 7 年度は最小値が 2.4%、最大値が 16.9%、平均値が 8.0%でした。（対象児童は全園で 157 人）
入園時の加配対象児認定の実務の流れは？	11 月に行われる体験保育（3 日間約 2 時間ずつ）で、呼びかけへの反応や落ち着きなどの行動面、食事や着脱衣など介助の必要性など発達状況を確認。 その情報を元に、加配保育実施委員会で審査して、保護者へ結果を通知しています。
在園児が新たに加配保育の必要性など検討される巡回支援事業について伺う。	2 歳児から 4 歳児の発達が気になる子を対象に、市保育課の保育士が日常保育の集団生活を確認し、保育課内で確認した状況と園からの日常記録を照合し、次年度の加配保育の必要性の有無や支援方法について審査しています。
加配の認定に関与する者の資格は？	加配の判断は、他園を含めた園長、加配担当保育士、保健師、市保育担当職員等が審査しており、必要に応じ言語聴覚士や臨床心理士等の意見も参考にしている。
園側は「加配保育が必要」と報告したが、（保育課から）「通常保育で良い」と園の判断を変更させられ、加配保育にならないようになったと聞いた。事実なら改善を求めるがどうか。	常態的に変更を強いる事実は把握していないが、誤解を招かぬよう、判断過程の記録や説明の明確化を進めることが重要と認識しています。 透明性の向上と相互理解の促進に努めていきます。
今後の加配判断は、療育手帳保持や児童精神科医及び臨床心理士の判断など、説得感のある認定方法を検討していくべきと思うが、どうか。	療育手帳や児童精神科医、臨床心理士の判断も十分尊重しているが、子どもの日常保育における実態をより把握できる機会を増やし、柔軟に判断できる組織的な支援体制を整えたい。
指定園制度の撤廃、全園で加配保育を受け入れる体制を理想とした取り組みをすべきだ。	先進自治体を調査研究し、加配児クラスという概念を無くして、必要な保育士を配置するような体制に切り替えていくように検討していきたい。

今後、将来的には全ての保育所で「気になる子」を受け入れる方向性が示されました。
実現すれば園児はもとより、保育士や保護者、地域にとっても色々な個性のある子どもたちへの理解がより進み、健全な社会の実現に寄与するものと考えます。
今後は、全園実施に必要なとなる保育士確保の課題にも取り組んでいきたい。